

# ユニット型 特別養護老人ホーム※ 居住費助成制度があります

要件に当てはまる方は  
最大 **約21万円**（年間）  
お部屋代の一部が軽減されます！

## 全ての要件に該当する方

- ☑ 横浜市介護保険料第5～7段階相当
- ☑ 負担限度額認定等を受けていない
- ☑ 資産合計額500万円以下  
（配偶者がいる場合1,500万円以下）
- ☑ 200㎡以下の居住用土地家屋以外の  
不動産を所有していない
- ☑ 介護保険料を滞納していない

詳細は裏面の要件を

## ※ユニット型特別養護老人ホームとは？

4人部屋を中心とした従来型とは異なり、ユニット型は10人程度のグループ（ユニット）で生活します。ユニット型は完全個室であるため、よりプライバシーが確保されやすいつくりとなっています。



# ●ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成とは？

ユニット型特別養護老人ホーム<sup>※1</sup>に入居される方のうち、収入に対して利用料の負担割合が高くなるが見込まれる方に対し、居住費の一部を軽減します。

※1 ユニット型個室的多床室、ショートステイは除く

## 対象者

横浜市の介護保険被保険者で要介護認定を受けている方のうち、次の全ての要件に該当する方。

- 横浜市の介護保険料段階第5段階から第7段階相当(本人が市民税非課税者で同じ世帯に市民税課税者がいる者、または、本人が市民税課税者で本人の保険料算定所得金額が120万円未満)かつ、負担限度額認定または課税層に対する特例減額措置を受けていない者。
- 負担限度額認定を受けていない者及び課税層に対する特例減額措置を受けていない者。
- 助成対象者の資産合計額が500万円以下(配偶者がいる場合は資産合計額が1,500万円以下)。
- 助成対象者および配偶者が、次に定めるもの以外の不動産を所有していないこと。  
ア) 200㎡以下の居住用の土地 イ) 居住用の家屋
- 介護保険料を滞納していないこと。

## 助成額

日額 **596** 円 (上限) ※2

※2 令和8年度介護報酬改定に伴い、令和8年8月1日から適用  
令和8年7月31日までは日額696円(上限)



## ●軽減を受けるまでの流れ

①

### 申請書の提出 (電子申請または郵送)

横浜市の電子申請システム(外部サイト)よりご申請いただけます。郵送の場合は、横浜市ホームページから申請書をダウンロードのうえ、必要書類を横浜市高齢施設課にご提出ください。

②

### 通知書の発行

助成対象に該当するか否かを確認通知書としてお送りいたします。届いた通知書は大切に保管をお願いします。

③

### 施設へ 通知書を提示

助成対象となる場合には、施設入居の際、届いた通知書を施設にご提示ください。提示をすることで軽減を受けることができます。

## ●よくあるご質問

Q1. 既にユニット型特別養護老人ホームに入居していても軽減を受けることができますか？

A. はい。要件を満たしていれば、軽減を受けることができます。

Q2. 軽減はどのように受けるのですか？

A. 居住費の請求額から、助成額が差し引かれることで軽減を受けることができます。詳細は施設にご確認ください。

詳細は横浜市ホームページへ！

横浜市 ユニット型居住費助成



横浜市健康福祉局高齢施設課

☎045-671-3923 fax 045-641-6408

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

mail kf-tokuyou@city.yokohama.lg.jp